

サイクルシティ宮崎プロジェクト事業業務委託 に対する質問と回答について

	質問	回答
1	登録販売店の一覧を事前にいただくことは可能でしょうか。	業務委託仕様書 6業務内容 (3)に示した説明会と併せ、登録申請に必要な様式作成や受付、内容審査、登録可否の通知までを一括して行ってください。 業務開始前において登録を希望する販売店に対しては、市側で販売店名や担当者、連絡先等を仮受付する予定のため、こちらの情報は提供可能です。
2	事業業務委託仕様書の2P(2) 助成の方法「①助成情報等の管理に即時性があること」とはどういった内容でしょうか。	申請状況や助成の情報がリアルタイムに把握できるシステムと考え、電子申請等を想定しておりますが、そのほか有効な手段がございましたら、ご提案いただければ、これに限りません。
3	事業業務委託仕様書の2P(2) 助成の方法「⑧市が必要とするデータを随時確認できること」とはどういった内容でしょうか。	“質問2”のシステムに加え、市への問い合わせに対し迅速に対応できる人員の配置等のことを示しています。
4	プロポーザル実施要領 p.15.業務スケジュール 提案書等の提出締切日の次項が審査結果通知となっておりますがプロポーザルは別途日程が共有される為、記載がされていないのでしょうか。それとも、本事業は書類審査のみとなりますでしょうか。	参加資格通知の際、プレゼンテーションに関する詳細な案内もさせていただきます。
5	実施要綱 p.2 第5条 表-1 助成内容 助成内容は、助成対象経費に1/2を乗じた額とありますが商品券や店舗のポイント等で一部金額が割引となった際は、決済額を基準とした交付となりますでしょうか。	助成対象経費に1/2を乗じた額相当としておりますので、商品券やポイントで支払われた額も助成対象経費に含みます。 ただし、同時期に実施されます「宮崎市物価高騰等経済対策プレミアム付商品券」との併用は不可とします。
6	実施要綱 p.2 第5条 表-1 助成条件(1) 申請は1回までとありますが、自転車、ヘルメット各1回でございませうでしょうか。それとも、ユーザー1人につき1度までの申請となりますでしょうか。例)自転車を8月に購入し申請。9月にヘルメットを購入したが申請不可。	自転車とヘルメットを併せて助成希望される場合も含み、使用者1人につき申請回数1回までとします。 自転車とヘルメットを別々に申請することは不可とします。
7	実施要綱 p.2 第5条 表-1 助成条件(2)(3) 防犯登録、自転車損害賠償保険の加入している事が条件ですが自転車に貼り付けられる登録番号標、TSマークの有無の確認でよろしかったでしょうか。	防犯登録の確認は必須としますが、自転車損害賠償保険につきましては、様々な種類があることから、申請者からの宣誓(例えば、加入の項目にチェックをしていただくなど)という形を想定しております。
8	仕様書 p.15 事業の内容 (事業2) 自転車転換促進事業 補助対象者、補助内容に記載されております【サイクルシティ宮崎プロジェクト事業補助金(自転車転換促進事業補助金)交付要綱】のデータがサイトに添付がございませんでしたので、確認手段をご教示くださいませ。	準備が出来次第、本ページに掲載します。
9	仕様書 p.2(3) 登録販売店への対応 ② 説明会を2回以上との事ですが、こちらは契約後～事業が開始までの期間での開催となりますでしょうか。また、説明会をオンライン開催としても問題ございませんでしたでしょうか。	契約後から事業開始までの期間で間違いございませんが、8月1日以降の購入から助成対象としますことから、契約後早急に開催することとします。 契約後説明自体はオンラインでも構いませんが、その場合でも説明が視聴できる会場は設けてください。
10	仕様書 p.4 (5) 事業の広報業務 ⑦ 制作物の項目に【システムQRコード表示物】とありますがこちらの遷移先はどのような想定をされていらっしゃるのでしょうか。	QRコード読み込みにより、構築していただく申請システム(電子申請)で申請が可能となる形式を想定しております。 作成したQRコードにつきましては、宮崎市ホームページ等でも掲載することとします。